

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

告 示

○土地改良法による道営換地処分..... (農地調整課)	7
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定..... (治山課)	7
○道路の供用の開始..... (道路整備課)	7
○道路の区域の変更及び供用の開始..... (道路整備課)	8
道公安委員会規則	
○道路交通法施行細則の一部を改正する規則.....	8

告 示

北海道告示第899号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、美瑛市光珠内地区の換地処分をした。

平成16年11月5日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第900号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成16年11月5日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 松前郡松前町字西館186(次の図に示す部分に限る。)、201、311、312、字神明290(次の図に示す部分に限る。)、288の1、288の2、291、292、296、297
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 松前郡松前町字西館187

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 松前郡松前町字西館186(次の図に示す部分に限る。)、187、201、311

(2) 保安林として指定された目的 公衆の保健

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島支庁経済部林務課及び松前町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第901号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道稚内土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成16年11月5日

北海道知事 高橋 はるみ

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
道道 メナシベツ豊富線	天塩郡豊富町字メナシベツ4738番2地先から 天塩郡豊富町字メナシベツ10091番地先まで	平成16.11.6 午後1時30分

前	22.82mから	1,745.36m	一般国道40号 重複L=11.00m
	94.79mまで		
後	22.82mから	1,745.36m	一般国道40号 重複L=11.00m
	94.79mまで		

北海道告示第902号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により平成16年11月6日午後1時30分に道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道稚内土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成16年11月5日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 道路の種類 道道
- 2 路線名 メナシベツ豊富線
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間
天塩郡豊富町字メナシベツ10098番地先から天塩郡豊富町字メナシベツ国有林宗谷森林管理署160林班は小班地先まで	前	12.00mから 19.00mまで	189.69m	—
	前	9.50mから 40.20mまで	157.99m	—
天塩郡豊富町字上サロベツ国有林宗谷森林管理署160林班は小班地先から天塩郡豊富町字上サロベツ国有林宗谷森林管理署161林班は小班地先まで	後	9.50mから 40.20mまで	157.99m	—
	前	10.50mから 20.00mまで	1,137.10m	—
天塩郡豊富町字上サロベツ国有林宗谷森林管理署160林班は小班地先から天塩郡豊富町字上サロベツ国有林宗谷森林管理署161林班は小班地先まで	前	20.50mから 98.00mまで	952.21m	—
	後	20.50mから 98.00mまで	952.21m	—
天塩郡豊富町字上サロベツ国有林宗谷森林管理署160林班は小班地先から天塩郡豊富町字上サロベツ国有林宗谷森林管理署161林班は小班地先まで	前	11.00mから 20.00mまで	492.00m	—
	後	11.00mから 20.00mまで	492.00m	—
天塩郡豊富町字上サロベツ国有林宗谷森林管理署161林班は小班地先から天塩郡豊富町字上サロベツ3107番5地先(一般国道40号交点)まで	後	23.08mから 98.00mまで	462.00m	—
	前	7.50mから 30.00mまで	1,820.00m	一般国道40号 重複L=11.50m

道 公 安 委 員 会 規 則

道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年11月5日

北海道公安委員会委員長 矢吹 徹 雄

北海道公安委員会規則第12号

道路交通法施行細則の一部を改正する規則

道路交通法施行細則(昭和47年北海道公安委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

第28条の表40号の項中「同市字知恵文2964番25まで」の次に「及び天塩郡豊富町字上サロベツ572番7から同町字上サロベツ5537番1まで」を加える。

附 則

この規則は、平成16年11月6日から施行する。